

公立こども園再整備計画（前期）策定支援業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1. 目的

豊中市は、「夢・はぐくむ公立こども園整備計画（平成30年9月策定。以下「夢プラン」という。）」の実行にあたり、再整備する園ごとの立地条件や設備状況等を勘案したうえで基本設計前に整理しておくべき条件や整備手法をまとめた再整備計画を作成するため、公募型プロポーザル方式により公立こども園再整備計画（前期）策定支援業務事業者の募集・選定を行います。

2. 業務概要

(1) 業務名

公立こども園再整備計画（前期）策定支援業務

(2) 業務期間

契約締結日より、2019年5月31日まで

(3) 業務内容等

① 業務内容

- A.各園整備計画概要策定支援
- B.ブロック図面（敷地内での園舎の配置、部屋のおおまかな配置）作成
- C.整備スケジュール案作成
- D.概算事業費作成
- E.前各号に付帯して必要な業務

② 業務委託対象園数

豊中市が指定する公立こども園 6園

③ 業務仕様

「公立こども園再整備計画（前期）策定支援業務委託仕様書」のとおり。

(4) 経費総額の提案上限額

本業務の経費総額上限は8,000,000円（消費税および地方消費税を除く）です。なお、提案額が上限額を超過している場合、あるいは業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合は減点とします。また、この金額は契約時の予定価格を示すものではありません。

3. 参加資格

(1) 参加資格要件

本案件に参加できる者は、プロポーザル参加意向申込書の提出日時時点で、本市の指名競争入札参加資格を有した法人で、下記のすべての要件を満たすものとします。なお、共同企業体（JV）による参加はできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 平成 30 年度の豊中市物品等入札参加資格の認定を受けていること。
- ③ 本市から豊中市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで）を受けていないこと。
- ④ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理を命ぜられていない者であること。
- ⑤ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑥ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）。
- ⑧ 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
- ⑨ 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで）を受けていないこと。
- ⑩ 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。
- ⑪ 提案業務を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。

4. スケジュール等の概要

(1) スケジュール

内容	日程
実施要項等の配布	平成 30 年(2018 年) 11 月 1 日 (木) ～ 11 月 16 日 (金)
質問書の受付	平成 30 年(2018 年) 11 月 1 日 (木) ～ 11 月 12 日 (月)
質問書への回答	平成 30 年(2018 年) 11 月 14 日 (水)
参加意向申込書の受付	平成 30 年(2018 年) 11 月 1 日 (木) ～ 11 月 16 日 (金)
提案書類の受付	平成 30 年(2018 年) 11 月 19 日 (月) ～ 11 月 21 日 (水)

面接審査 (プレゼンテーション)	平成 30 年(2018 年) 11 月 27 日 (火) (予備日) 平成 30 年 (2018 年) 11 月 28 日 (水)
選考結果の通知	平成 30 年(2018 年) 12 月 月上旬発送予定 *選考結果は、文書にて通知予定
委託契約締結予定	平成 30 年(2018 年) 12 月上旬から中旬予定

※日程は全て予定です。

(2) 個別手続き

① 募集要項等の配布

本募集要項等は下記のとおり

豊中市ホームページにて掲載、必要書類を各自ダウンロードのうえご確認ください。

(HP に公開次第、URL を記載する予定です。)

② 質問書受付・回答

【受付期間】募集要項配布後から平成 30 年 (2018 年) 11 月 12 日 (月) 午後 5 時 15 分
まで

【提出先】豊中市役所こども未来部こども事業課運営管理係

kodomo-unei@city.toyonaka.osaka.jp

【提出方法】様式 2 「質問書」を電子メールにて提出してください。

提出日の翌日(土日祝除く)までに、受付確認の返信がない場合は未着の恐れがありますので、電話連絡をしてください。

【回答日】平成 30 年 (2018 年) 11 月 14 日 (水)

【回答方法】受付期間内に提出された質問に対する回答を市ホームページに掲載します。
評価等に係る質問には回答しません。

【備考】・質問は簡潔明瞭に記入し、質問が生ずる資料等の名称・ページも明記してください。

・電話や来訪による受付及び受付期間外の受付は一切行いません。

・回答に対する、再質問の受付は行いません。

③ 参加意向申込書の受付

【受付期間】募集要項配布後から平成 30 年 (2018 年) 11 月 16 日 (金) まで

【受付時間】午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分

【提出先】豊中市役所第二庁舎 3 階 こども未来部こども事業課運営管理係
(豊中市中桜塚 3-1-1)

【提出方法】様式 1 「参加意向申込書」を提出先へ持参又は郵送。

(11 月 16 日 (金) 必着。当日消印有効ではありません。)

FAX・電子メールによる提出は無効です。

【備考】参加意向申込書の提出がない場合、提案書類を提出されても、受付いたしま

せん。

④ 提案書類の受付

【受付期間】平成30年（2018年）11月19日（月）～ 11月21日（水）

【受付時間】午前8時45分～午後5時15分

【提出先】豊中市役所 第二庁舎3階 こども未来部こども事業課運営管理係
（豊中市中桜塚3-1-1）

【提出方法】指定様式及び必要資料（8ページ参照）を指定された部数持参のこと
郵送・FAX・電子メールによる提出は無効です。

【備考】提案書類の提出がない場合は、参加の意思がないものとみなします。

提出後の提案書類の内容について変更はできません（軽微な修正を除く）。

豊中市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

提出書類はいかなる場合でも返却いたしません。

5. 審査・選定

審査については、市職員で構成する選定委員会を設置し、提案書類及び提案書類に基づく面接審査（プレゼンテーション）において審査を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を最優秀提案事業者とします。ただし、採点結果が全体配点の50%未満又は、評価項目のうち1項目でも0点となる提案者は単独応募又は相対順位が1位の場合であっても最優秀提案事業者としません。

【審査項目の基準及び配点】

項目番号	審査項目	参考様式	審査及び配点	審査の視点
1	業務実績	様式5	100点	企画・設計業務についての十分な実績や評価
2	業務遂行体制及び全体スケジュール	様式4-1	120点	安定した業務遂行体制であるか、複数のこども園の整備計画を考慮したスケジュールであるか。
3	現状分析	様式4-2	120点	豊中市の公立こども園の現状と、公立こども園適正配置に向けた基本方針の理解が十分か
4	企画提案（工事手法）	様式4-3	120点	各こども園の現状を踏まえた上で、適切な工事計画手法（改修・建て替え・移転新築等）立案が期待できるか。 その際、在園児や入園予定園児にどのような配慮・取り組みが期待できるか。

5	企画提案 (コスト)	様式 4-4	120点	施設の長寿命化やライフサイクルコストを考慮した計画を期待できるか。
6	企画提案 (施設設計)	様式 4-5	120点	「夢のある施設」「地域特性を踏まえた付加価値のある施設」を目指しながらも実現性を考慮した計画を期待できるか。
7	企画提案 (説明能力)	面接審査 (プレゼンテーション)	100点	提案書類に基づいた、イメージが湧くような説明ができているか。実現可能性を感じられるか。
8	見積価格	様式6	200点	見積予定価格に対しての価格の妥当性
事務局	経営状況	提案書類 ③⑦⑧	良・可 ・不可	経営状況・資金面について
合計			1000点	

【審査方法】

①書類審査

提案者が5者以上の場合は、企画提案書に基づき書類審査を行い、得点順位4位以内の者のみ面接審査（プレゼンテーション）への参加をいただきます

審査項目のうち、「経営状況」の項目については事務局審査とし、良・可・不可で審査します。項目番号1、7には100点、項目番号2～6については120点、項目番号8には200点を配点し、提案書類の内容及び面接審査（プレゼンテーション）によって審査を行い、5段階で評価します。評価基準は次の通りです。

- 「A」：提案内容が、実施要項の記載内容・仕様等を満たし特に優れたもの。
- 「B」：提案内容が、実施要項の記載内容・仕様等を満たし優れたもの。
- 「C」：提案内容が、実施要項の記載内容・仕様等を満たしているもの。
- 「D」：提案内容が、実施要項の記載内容・仕様等を満たしているが、業務運営上軽微な支障がある。
- 「E」：提案内容が、実施要項の記載内容・仕様等を満たしておらず、業務運営上重大な支障がある。

ただし、項目番号8の「見積価格」については、提案価格の妥当性について段階的に評価します。事務局審査について「良又は可・不可」評価となり、項目番号1～8の合計点が最も高い事業者を、最優秀提案事業者とし、契約候補者として選定します。

但し、合計点数が500点未満の場合は最優秀提案事業者としません。

また、最高点が最も高い者が同点数で2者以上存在する場合には、事務局審査項目で「良」評価がある事業者を最上位とします。事務局審査項目も同点の場合、項目番号4～6の合計点が高い事業者を最上位とします。

②面接審査（プレゼンテーション）

【日 時】平成30年（2018年）11月27日（火）

（予備日）平成30年（2018年）11月28日（水）

*面接の日時等の詳細は、面接審査実施対象者に別途連絡します。

【面接時間】1者30分程度

*1者あたりの提案説明を20分以内、その後選定委員からの質疑応答を10分程度行います。

提案説明の際、パワーポイントによる発表等、機材（パソコン、スクリーン、プロジェクター等）が必要な場合は提案者でご用意ください。電源については貸出可能ですが、延長コード、タップ等の準備は提案者でご用意ください。

【留意事項】当日の出席者は1提案者あたり3名以内とし、本業務責任者となる予定の者が説明を行うものとします。

6. 結果通知

選定結果は、参加事業者へ平成30年（2018年）12月上旬に書面で発送します。

7. 公表

選定結果の通知後、豊中市ホームページ等において下記内容の結果公表を行います。

A. 最優秀提案者の名称、採点結果の合計点

*応募が2者であった場合は次点者の採点結果の合計点は公表しません。

B. 最優秀提案者の選定理由

C. 全提案者の名称

D. 全提案者の採点結果の合計点

*CとDの対応関係は明らかにしません。

E. 審査委員の氏名

8. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、提案内容を無効とし、応募自体を取り消します。

- ① 企画提案書類等の提出書類において虚偽の内容を記載したとき。
- ② 提出期限までに企画提案書類等の提出がないとき。
- ③ 面接審査を受審しなかったとき。
- ④ 一団体に同一業務に対して複数の提案をしたとき。
- ⑤ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- ⑥ 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- ⑦ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- ⑧ 選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- ⑨ 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触し又は接触を求めたとき。
- ⑩ 契約締結日までの間に「3. 参加資格」の要件に該当しなくなったとき。
- ⑪ その他、募集要項の内容に違反したとき。

9. 契約の締結

- ① 最優秀提案者は、本市と仕様及び価格等を協議の上、本市の内部手続きを経て、本業務を依頼する相手方として決定されるため、最優秀提案者の選定通知をもって本業務を依頼する相手方を約するものではありません。
- ② 最優秀提案者と協議が調わない場合は、本市は、次点提案者と協議を行います。
- ③ 契約内容は、企画提案書の提案内容をもとに、本市と協議の上、決定します。
- ④ 協議が調った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される随意契約により契約を締結します。
- ⑤ 契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、あるいは提案内容に実現できない内容が含まれていたことが判明した場合は、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、損害賠償を求めることがあります。
- ⑥ 受託者は、契約保証金の納付又は履行保証保険の加入を行うこととします。
 - ア 契約保証金の納付をする場合
契約金額の100分の5に相当する額以上を本市に納めていただきます。
 - イ 履行保証保険の契約をする場合
契約金額の100分の5に相当する額以上を保証金額として、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結していただきます。
- ⑦ 契約候補者に対して、平成30年（2018年）12月上旬に契約締結の協議を行うものとします。
- ⑧ 本案件については、複数年度契約です。よって、翌年度の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合、契約を解除することができるものとします。

10. その他

- ① 選定委員会の委員名、提案者名簿等の内容についての質問は一切受付しません。
- ② 審査結果後に本募集要項及び「仕様書」の内容等に関して、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- ③ 企画提案書類等の作成及びその他の手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。
- ④ 参加意向申込書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届（様式7）を豊中市長あてに提出してください。
- ⑤ 本案件にかかる予算の減額又は削減があった場合は、本市は契約を変更又は解除できることとします。この場合、受託者に損害が生じても、法令等に定めがある事項を除き、本市は損害の賠償を行いません。
- ⑥ 本件の参加に係る経費、及び業務の運営開始前の事前準備期間に係る経費は、全て受託者の負担となります。
提案書類に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権その他日本国の法令に基づいて保護される、第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じる責任は、全て参加者の負担とします。

- ⑦ 本案件の提案者に対する参加報酬はありません。
 - ⑧ 本件に係る情報公開請求があった場合には、情報公開制度に基づき提出書類を公開します。
 - ⑨ 受託者は委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。
- また、業務の一部を他人に請け負わせるときは、別添資料 1「仕様書」に記載の関連法令及び通知、条例等を遵守できる者に対してのみ、再委託をすることができます。
- ただし、必要に応じて再委託者の情報を求める場合があります。

1 1. 提案書類

- ① 誓約書（様式 3）
- ② 企画提案書（様式 4）項目ごとに 1 ページ以内で作成の事。
- ③ 事業者概要（様式 5）
- ④ 見積書（様式 6）
 - （1）見積書のあて名は「豊中市長」件名は「委託業務名称」を記入すること。
 - （2）見積価格欄には、消費税を含まない見積価格を記入すること。
 - （3）見積書には必ず人件費、間接経費など見積価格の積算根拠を明示した内訳明細を記載又は添付してください。
 - （4）見積価格が市の見積上限額を超える場合は減点となるので注意すること。
- ⑤ 登記全部事項証明書
- ⑥ 定款・寄付行為・その他事業の目的・組織・業務の執行等を示す書類
- ⑦ 決算書類
提出日を含む事業年度前 3 ヶ年度に係る事業者の「貸借対照表」「損益計算書」、個人の場合は「確定申告書の控えの写し（確定申告の際、確定申告書に添付したすべての書類を含みます）」
決算期前後に生じた会社の状況に関する重要な事実がある場合には、それを記載した書類。
- ⑧ 納税証明書
提案書類提出日が属する年度の直前の事業年度の国税納税証明書「その 3 の 3」（法人税と消費税及び地方消費税）
法人都道府県民税納税証明書

【備考】

「②」～「⑧」の書類は順番のとおり 1 部毎にファイリングしてください。

提出部数は、全ての書類について正本 1 部ずつ、「②」～「⑧」は副本 10 部ずつとします。

提出された書類は返却しません。

提案書類の著作権は事業者に帰属しますが、市は提出された書類について、特に提案事業者の許可を得ず、無償で公表、使用することができることとします。

1 2. 資料・様式

資料 1 「公立こども園再整備計画（前期）策定支援業務委託仕様書」

様式1 「参加意向申込書」

様式2 「質問書」

様式3 「誓約書」

様式4 「企画提案書」

様式5 「事業者概要」

様式6 「見積書」

様式7 「参加辞退届」

参考資料：「公立こども園の適正配置に向けた基本方針」

「「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画」

「公共施設等総合管理計画」

「豊中市子育て・子育て支援行動計画（こどもすこやか育みプラン・とよなか）」

13. 事務局（問い合わせ先）

豊中市こども未来部こども事業課運営管理係

〒560-8501 豊中市中桜塚3-1-1（豊中市役所第二庁舎3階）

電話06-6858-2255（直通） E-mail kodomo-unei@city.toyonaka.osaka.jp